指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

児童福祉法の規定に基づく監査を行った結果、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為が判明したため、以下のとおり行政処分(一部効力の停止)を行う もの。

1 対象事業者

- (1) 法人名 エムジ有限会社
- (2) 代表者 代表取締役 後藤 政樹 (ごとう まさき)
- (3) 所在地 熊本市北区植木町一木 556 番地 24

2 行政処分(一部効力の停止)の対象となる事業所

事業所の名称	所在地	サービスの種類	指定日
バナナランド	熊本市北区植木町一木	放課後等デイサービス	平成 28 年(2016 年)
	556 番地 24	(定員 10 名)	2月1日

3 行政処分の内容

指定の一部効力停止6か月(指定停止年月日:令和6年(2024年)3月29日付) 令和6年(2024年)3月30日から令和6年(2024年)9月29日まで

4 処分の原因となる事実

不正又は著しく不当な行為【児童福祉法 21 条の5の24 第1項第10号】

- ・個別支援計画(※)について、基準を満たす内容にするため、担当者会議録の開催日や個別支援計画の保護者の同意欄の日付、署名、押印を改ざんしていた。
- ・児童発達支援管理責任者の参加が必須となる担当者会議を不在のまま行っていた。

児童福祉法第二十一条の五の二十四(抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

十 指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

5 処分による事実上の影響

処分の公表及び周知

市ホームページに行政処分情報を掲載し、厚生労働省等への報告と他自治体及び市内事業所へ周知を行う。

6 経緯・経過

令和 5 年 10 月 18 日	定例の実地調査・指導(1回目)	
11月1日	" (2回目)	
12月20日	監査(第1回):管理者等の聞き取り調査	
令和6年1月10日	監査 (第2回): 文書による実態確認	
3月1日	弁明の機会の付与に係る通知	
3月7日	事業者からの弁明書受理	

※ 個別支援計画とは

個々のこどもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。少なくとも6月に1回以上計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこととしている。児童発達管理責任者が作成する。

放課後等デイサービスとは、児童福祉法に基づく障害児通所支援の一つ。

主な対象者は、6歳から18歳までの小・中・高等学校に就学している障がいのある児童。授業の終了後又は学校の休業日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行う。事業所で行われる療育の内容は、日常生活の訓練、運動療育、学習支援等、事業所によりさまざま。

【お問い合わせ先】

障がい福祉課

電話:096-361-2519

課長:林 伸俊(はやし のぶとし)

担当:主査・藤田由貴子(ふじた ゆきこ)